

令和 5 年

綾瀬市議会 3 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
-----	-----	-----

議 案

1	令和5年度綾瀬市一般会計予算	別 冊
2	令和5年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計予算	別 冊
3	令和5年度綾瀬市介護保険事業特別会計予算	別 冊
4	令和5年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計予算	別 冊
5	令和5年度綾瀬市公共下水道事業会計予算	別 冊
6	綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	4
7	綾瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例	6
8	綾瀬市小児医療費助成条例の一部を改正する条例	7
9	綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9
10	綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	11
11	綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	14
12	綾瀬市都市公園条例の一部を改正する条例	16
13	工事に関する協定の締結について（綾瀬市早川中央土地区画整理事業に伴う都市計画道路3・5・1号深谷早川線整備工事）	20
14	令和4年度綾瀬市一般会計補正予算（第8号）	別 冊
15	令和4年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	別 冊
16	令和4年度綾瀬市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	別 冊

報 告

1	専決処分の報告について（綾瀬市障害児通所施設条例の一部を改正する条例）	21
2	専決処分の報告について（綾瀬市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例）	23

綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市附属機関の設置に関する条例（昭和53年綾瀬町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

綾瀬市いじめ問題再調査会	いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	5人以内	当該諮問に係る調査審議が終了するまで
--------------	--	------	--------------------

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（綾瀬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 綾瀬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年綾瀬町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第24号中「及び災害弔慰金等支給審査委員会委員」を「、災害弔慰金等支給審査委員会委員及びいじめ問題再調査会委員」に改め、同号を同条第25号とし、同条第23号の次に次の1号を加える。

(24) いじめ問題再調査会委員

第5条第2号中「第24号」を「第25号」に改める。

別表学校運営協議会委員の項の次に次のように加える。

いじめ問題再調査会委員	医師である委員	日額	23,000
	弁護士である委員	日額	23,000
	医師及び弁護士以外の委員	日額	8,400

別表中「及び災害弔慰金等支給審査委員会委員」を「、災害弔慰金等支給審査委員会委員及びいじめ問題再調査会委員」に改める。

令和5年2月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき調査を行う附属機関を設置するため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例

綾瀬市国民健康保険条例（昭和34年綾瀬町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

令和5年2月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

被保険者の出産時の経済的負担を軽減するため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

綾瀬市小児医療費助成条例（平成7年綾瀬市条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

綾瀬市こども医療費助成条例

第1条中「小児」を「こども」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「こども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第2条第2項を削り、同条第3項中「小児」を「こども」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第2項第1号」に、「小児」を「こども」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第3条第1項中「小児」を「こども」に改め、「（入院継続者にあつては、入院に係る医療に限る。）」を削り、同条第2項中「小児」を「こども」に改める。

第4条中「小児」を「こども」に改める。

第5条第1項中「小児（入院継続者を除く。）の」を削り、同条第3項を削る。

第6条中「小児（入院継続者を除く。）の」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の綾瀬市こども医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた診療、薬剤の支給又は手当について適用し、施行日前に受けた診療、薬剤の支給又は手当については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 新条例の規定による医療証の交付に係る手続その他の必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

令和5年2月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

小児医療費助成の対象者の拡充を図るため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年綾瀬市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれ

と同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

令和5年2月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年綾瀬市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項中「の各号」を削り、同項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第5号中「第13条」を「第13条第1項から第4項まで」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項及び第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項及び第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第

1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第37条第1項中「第28条に規定する」を「第27条の」に、「同省令第31条に規定する」及び「同省令第33条に規定する」を「同条の」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「家庭的保育事業等の設備及び管理に関する基準」を「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第46条中「の各号」を削り、同条第5号中「第43条」を「第43条第1項から第4項まで」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定（「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める部分に限る。）、第13条第4項の改正規定（「の各号」を削る部分に限る。）、第20条第5号の改正規定、第26条の改正規定、第37条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（「家庭的保育事業等の設備及び管理に関する基準」を「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に改める部分に限る。）、第39条第2項の改正規定（「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める部分に限る。）、第46条の改正規定及び第51条第3項の改正規定（「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

令和5年2月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

子ども・子育て支援法及び学校教育法並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年綾瀬市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 6 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

令和5年2月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市都市公園条例の一部を改正する条例

綾瀬市都市公園条例（昭和51年綾瀬町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) ローズガーデン

第23条第2項中「減免（）」の次に「ローズガーデン及び」を加え、同条第3項第2号中「障害者又は障害児」を「障害者等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定によりローズガーデンの利用料金を減免することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 市内の幼稚園、小学校若しくは中学校又は保育園が教育又は保育活動のためにローズガーデンを利用するとき。

(2) 障害者等（介助者を含む。）がローズガーデンを利用するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が市長の承認を得て特に必要があると認めるとき。

第26条中「第5項まで」及び「及び第5項」の次に「、第7条の2第2項」を加え、「とする」を「と、第7条の2第2項中「できる。」とあるのは「できる。ただし、指定管理者が変更するときは、事前に市長の承認を得なければならない。」とする」に改める。

別表第1中

光綾公園	多目的フィールド
	夜間照明施設

」を

光綾公園	ローズガーデン
	多目的フィールド

夜間照明施設

」に

改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条の2関係）

都市公園名	有料施設の種類	供用日	供用時間	
光綾公園	ローズガーデン	1月4日～12月28日。 ただし、火曜日（その日が 国民の祝日に関する法律（ 昭和23年法律第178号 ）に規定する休日に当たる ときは、その翌日とする。 ）は、休場日とする。	午前9時から 午後5時まで	
	多目的フィールド		午前6時から 午後9時まで	
	夜間照明施設			
綾瀬スポーツ 公園	第1野球場			午前6時から 午後7時まで
	第2野球場			
	ソフトボール場			
	第1多目的広場			午前6時から 午後9時まで
	第2多目的広場			
	テニスコート			
	テニスコート夜間照 明施設			
	レストハウス会議室		午前9時から 午後9時まで	
	レストハウスシャワ ー			
駐車場	1月1日～12月31日	終日		
城山公園	炊事棟（かまど）	1月4日～12月28日	午前9時から 午後5時まで	
綾南公園	炊事棟（かまど）		午前9時から 午後4時まで	

別表第6の3を4とし、2の次に次のように加える。

3 ローズガーデン利用料金

都市公園名	有料施設の種類	区分	単位	金額
-------	---------	----	----	----

光綾公園	ローズガーデン	4月～6月、 10月、11 月	大人（高校生 以上65歳未 満の者）	1回	400円
			大人（65歳 以上の者）		300円
			小人（小・中 学生）		150円
		3月、7月～ 9月	大人（高校生 以上65歳未 満の者）		250円
			大人（65歳 以上の者）		200円
			小人（小・中 学生）		100円
		1月、2月、 12月	大人（高校生 以上65歳未 満の者）		100円
			大人（65歳 以上の者）		100円
			小人（小・中 学生）		50円

備考

- 1 市民以外の者の利用料金は、本表に規定する額を2倍した額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、団体で利用する場合（20人以上で利用する場合に限る。）は、市民が過半数を占める団体については本表に規定する額の100分の80に相当する額とし、これ以外の団体については本表に規定する額を2倍した額の100分の80に相当する額とする。
- 3 指定管理者は、次の表に定める金額の範囲内で、年間パスポートを交付することができる。この場合において、年間パスポートの交付を受けた者は、発行日から起算して1年間に限り、これを指定管理者に提示することで、利用料金

を納付したものとみなす。

区分	単位	金額
大人（高校生以上65歳未満の者）	1年間	1,050円
大人（65歳以上の者）		800円
小人（小・中学生）		400円

備考 市民以外の者の金額は、本表に規定する額を2倍した額とする。

- 4 前項の年間パスポートの交付を受けた者は、これを他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は利用させてはならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の別表第1に規定するローズガーデンの管理に関し必要な行為は、改正後の第23条、第26条、別表第1、別表第2及び別表第6の規定の例により、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和5年2月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

光綾公園再整備事業において設置されるローズガーデンの供用日及び供用時間、利用料金その他運営に関し必要な事項について規定するため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

工事に関する協定の締結について

綾瀬市早川中央土地区画整理事業に伴う都市計画道路3・5・1号深谷早川線整備工事に関する協定を次のとおり締結します。

1 協定の相手方

綾瀬市早川2297番地1

綾瀬市早川中央土地区画整理組合

理事長 中村 一幸

2 工事の施行者

綾瀬市早川中央土地区画整理組合

3 工事に係る概算額

249,600,000円

4 工事箇所

綾瀬市早川地内

令和5年2月27日提出

綾瀬市長 古塩政由

(提案理由)

綾瀬市早川中央土地区画整理事業に伴う都市計画道路3・5・1号深谷早川線整備工事に関する協定を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年2月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

専 決 処 分 書

綾瀬市障害児通所施設条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市障害児通所施設条例の一部を改正する条例

綾瀬市障害児通所施設条例（昭和54年綾瀬市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1号中「第43条第1号」を「第43条」に、「福祉型児童発達支援センター事業」を「児童発達支援センター事業」に改め、同条第2号中「第77条第3項」を「第77条第5項」に改める。

第3条第1項中「福祉型児童発達支援センター事業」を「児童発達支援センター事業」に改める。

第4条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の2及び第3条第1項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年2月10日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、綾瀬市障害児通所施設条例の一部改正について、条文の文言整理を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分する。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年2月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

専 決 処 分 書

綾瀬市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

綾瀬市子ども・子育て会議条例（平成25年綾瀬市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第3項」を「第72条第3項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月10日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、綾瀬市子ども・子育て会議条例の一部改正について、条項を引用する規定の整理を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分する。